

事務使用欄

【受験申込区分】

大学院用

区分D

修了

公認心理師試験
修了証明書・科目履修証明書
〔公認心理師法施行規則附則第2条に規定する科目〕

フリガナ			生 年 月 日	
氏 名	(姓)	(名)		
大学院名				
研究科・専攻				
入学年月	(西暦) 年 月	修了年月	(西暦) 年 月	年 月 日 生

I	大学院における必要な科目		履修	対応する開講科目
	1	保健医療分野に関する理論と支援の展開	☐	
	2	福祉分野に関する理論と支援の展開	☐	
	3	教育分野に関する理論と支援の展開	☐	
	4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	☐	
	5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	☐	
	上記 I の 5 科目のうち、履修した科目数		科目	左記 I の 5 科目のうち、1 を含む 3 科目以上を履修すること
II	大学院における必要な科目		履修	対応する開講科目
	6	心理的アセスメントに関する理論と実践	☐	
	7	心理支援に関する理論と実践	☐	
	8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	☐	
	9	心の健康教育に関する理論と実践	☐	
	上記 II の 4 科目のうち、履修した科目数		科目	左記 II の 4 科目のうち、2 科目以上を履修すること
III	大学院における必要な科目		履修	対応する開講科目
	10	心理実践実習	☐	
	上記 III の 10 の履修		科目	左記 III の 10 については、必ず履修する。ただし、施設の分野及び時間数は問わない。

- (注) 1 一つの必要な科目に対応しているとした開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできません。（「履修」欄は、履修した科目の口にて✓点でチェックしてください。また履修していない科目の口を取り消し線で消してください。）
- 2 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
- 3 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください。（消せるボールペンは使用不可）
- 4 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、試験の無効及び公認心理師の登録の取り消し等を行います。

【参考】
法第8条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。
第2項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする。ことができる。
法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

上記の者は、当大学院において、大学院における必要な科目と定められた上記科目を修めてその課程を修了したことを証明します。
(西暦) 年 月 日

所在地

大学名

大学代表者氏名

印

事務使用欄
※何も記入しないでください。